円山川堤防調査委員会 規約(案)

(名称)

第1条 本会は「円山川堤防調査委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、平成16年10月の台風23号に伴う出水による、円山川水系円山川と支川出石川の破堤について、原因究明と再度の破堤被害の回避に資することを目的に、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所長が設置する。

(検討内容)

- 第3条 委員会は、前条の目的のため次の事項を検討する。
 - (1)破堤メカニズムの調査等
 - (2)堤防強化工法の検討

(委員会)

第4条 委員会は別表 1に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置く。

(委員長代理)

第6条 委員会には委員長代理を置き、委員長の指名によりこれを定める。

(委員会の開催)

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、開催する。
- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。ただし、委員長が認めたときはこの限りでない。
- 3 委員会の意志決定は出席委員の過半数を持って行う。
- 4 委員会は、目的を達成するために必要と認めるときには、委員会に委員以外の者の 出席を求めることができる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職を代行する。

(任期)

第8条 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めがない事項は、委員会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成16年10月 日から施行する。

円山川堤防調査委員会名 簿

委員	長	宇野 尚雄	広島工業大学工学部	教	授
委	員	末次 忠司	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部河川研究室	室	長
委	員	中川 一	京都大学防災研究所災害観測実験センター	教	授
委	員	藤田 裕一郎	岐阜大学流域圏科学研究センター	教	授
委	員	三木 博史	独立行政法人土木研究所技術推進本部	本部	祁長
			(敬称略 丑	1十音	順)